

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) 有限会社 幸地建設 沖縄市美里 6-3-8

47005964 代表者 幸地 俊郎

(土木特A、建築B、とび・土工工事、管工事B、ほ装A、塗装工事、防水工事、水道施設工事、解体工事)

2 指名停止期間

令和 8 年 1 月 30 日～令和 8 年 3 月 29 日（2か月）

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等（下請けを含む）

4 事実概要

有限会社 幸地建設は、企業局建設課発注の「座間味水道施設土木工事（その2）」において、工期内に工事を完成することができず、41日間の遅延が生じた。

このことは、県と締結した契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。

5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第4号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1（抜粋）

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内